

(開会)

課 長 : 皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。都市計画課長の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、諮問案件が1件と報告案件が2件ございます。それでは、これより〇〇会長に進行をお願いしたいと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(開会の辞)

会 長 : それでは、早速ですが、議事に入ります。

ただいまの出席委員数14名、定足数に達しておりますので、これより、令和元年度第2回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。

ここで、議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に〇〇委員、〇〇委員を指名いたしますので、よろしくお願い致します。

なお、本日、農業委員会会長の〇〇さんは欠席されております。

(傍聴許可)

会 長 : 次に傍聴人でございますが、今回はなしということでございますので、このまま進めさせていただきます。

(市長挨拶)

会 長 : それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

市 長 : 市長の小林でございます。

本日は、大変お忙しい中、ご参集をいただきまして、ありがとうございます。

また、平素から小平市政に関しまして、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本日、ご審議いただきますのは、小平都市計画特別緑地保全地区の変更でございます。

また、報告事項といたしまして「都市再開発の方針」都市計画変更の概要について、それから、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の公表について、のご報告をいたします。

本審議会を通じまして、委員の皆様方のご協力をいただきながら、小平市都市計画マスタープランに掲げる、まちの将来像の実現を目指し、都市計画行政を進めてまいります。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

会 長 : ありがとうございます。ここで大変恐縮でございますが、市長は所用がございますので、退席をいたします。ご理解のほど、願

い申し上げます。

(市長退席)

会 長 : それでは、01 諮問第2号、「小平都市計画特別緑地保全地区の変更」の提案説明を担当課よりお願いいたします。

課 長 : それでは、職員の紹介をさせていただきます。
水と緑と公園課長の〇〇でございます。

課 長 : 水と緑と公園課長、〇〇でございます。よろしくをお願いいたします。

課 長 : 続きまして、水と緑と公園課長補佐の〇〇でございます。

課長補佐 : 水と緑と公園課長補佐の〇〇でございます。よろしくをお願いいたします。

課 長 : それでは、担当課より提案説明をいたします。

課 長 : それでは、よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、水と緑と公園課より、01 諮問第2号、小平都市計画特別緑地保全地区の変更（小平市決定）について、ご説明させていただきます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

資料1がA4判の「小平都市計画特別緑地保全地区の変更の概要について」、資料2がA3判の「小平都市計画特別緑地保全地区総括図」、資料3がA4判、「小平都市計画特別緑地保全地区計画図」、資料4がA4判、「小平都市計画特別緑地保全地区計画書」でございます。皆様、不足はございませんでしょうか。

それでは、資料1は説明用資料でございまして、資料2から資料4までは都市計画図書になります。

それでは、資料1に沿いまして、概要を説明させていただきます。資料1をご覧ください。

はじめに、本案は、小平市の環境の基盤となる緑を次世代へ引き継ぐことを目的として、上水新町一丁目の樹林地について、特別緑地保全地区とするための都市計画変更を行うものでございます。

なお、制度上変更という言葉で表現しておりますが、実際には既存の保存樹林を新たに特別緑地保全地区に指定するという内容でございます。これにより、新たに特別緑地保全地区は追加されることで、小平市内の特別緑地保全地区の配置が変更されることから、都市計画変更という表現になっております。

それでは、1、都市計画案の概要でございます。

まず、番号でございますが、市内には既に上水新町一丁目、鈴木町一丁目、小川町一丁目に1カ所ずつ計3カ所の特別緑地保全地区

がございまして、本件が4件目となることから第4号となっております。

次に地区名でございしますが、今申し上げましたとおり、上水新町一丁目に既に別の特別緑地保全地区がございすることから、混同を避けるため、上水新町一丁目第二特別緑地保全地区となっております。

次に位置でございします。上水新町一丁目地内となっておりますが、詳細につきましては、本資料下段の図面並びに資料2及び3をご覧ください。

小平市内南西部の玉川上水に沿ったエリアで、市内でも特に豊かな自然が多く残る地域でございします。この中で上水新町地域センターの南側に面した樹林の一部が今回新たに特別緑地保全地区に指定する箇所でございします。

それでは、資料1に戻りまして、面積でございしますが、約0.09haで正確には862.6㎡の範囲が指定予定区域となっております。

最後に都市計画法に基づく諸手続きの実施状況について、ご報告いたします。2、都市計画手続きをご覧ください。

本案につきましては、都市計画法の規定により都市計画の変更案について、住民説明会を令和元年10月29日に上水新町地域センターにおいて開催しました。

その後、東京都知事との協議を行い、令和元年12月11日から2週間の期間で都市計画変更案の縦覧及び意見書の受付を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございします。ご審議のほど、よろしく願ひいたします。

会 長 : ご苦勞さまでした。提案説明が終了いたしました。

それでは、これより質疑に入ります。

委 員 : 27名の方が説明会に参加されたということですが、どのような意見が出されたのかを幾つかご紹介ください。

課長補佐 : 住民説明会では、まず最初に出されたのが、都市計画変更ということで売られてしまうのではないかというようなご不安がございしましたので、それについては、今回は逆で購入するために指定するということを申し上げましたところ、大きな反対意見は出ていないのですが、全部買い取る予定はあるのかや、資金面は大丈夫なのかなど質問が出ております。

委 員 : 今のところなんですれども、全部買い取る予定はあるのかということなのですが、全部買い取る予定はあるのでしょうか、ないの

でしょうか。

課長補佐： 買い取りたいところは山々でございしますが、当然予算的な縛りもございまして、また、今現在、所有者の方としては市に対して売却できる部分はこの部分ですと言われたのが今回の部分でございしますので、今後につきましては、予算を考えながら、後は所有者の方と調整をしながらという形になっていくかと思えます。

以上でございします。

委員： それでは、今回の土地の南側も今後また検討ができるということによろしいですか。

課長補佐： 今現在ですと、所有者の方から売却できるのはこの部分だと言われておりますので、南側につきましては、所有者の方が、例えば相続の対策としてこういう意向だと言われますと、強制力はございませんので、あくまでも所有者の方のご意向に沿うような形になるかと思えます。

委員： 1点だけ確認ですけど、皆さん、樹林がなくなるのが一番不安なんだろうなと思えますが、今回購入する以外の樹林については、早急に開発などがされるわけではないということによろしいでしょうか。その確認だけ。

課長補佐： 南側につきましては、今すぐには開発することは考えていないと、所有者の方からお伺いしております。

会長： ほかにございせんか。

(なしの声)

会長： ないようでございしますので、ここで議決を行いたいと存じます。01 諮問第2号「小平都市計画特別緑地保全地区の変更」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございせんか。

(異議なしの声)

会長： ありがとうございます。

異議なしというお声でございしますので、異議なしと認め決定いたします。ご審議ありがとうございました。

担当課にはここで退席いただきます。お疲れさまでした。

(〇〇課長、〇〇課長補佐退席)

会長： 続いて、これより報告案件が2件ございします。担当課より報告の後、質問の時間をとりたいと思えます。

では、最初に報告事項1件目の「都市再開発の方針」都市計画変更の概要について、担当課より報告をお願いいたします。

課長： 着座にてご説明させていただきたいと思えます。

はじめに資料の確認をさせていただきます。

事前に配付いたしました資料が、2点ございします。報告資料1-

①、A 4 両面印刷の書面「都市再開発の方針 都市計画変更の概要について」、及び、報告資料 1-②、A 4 ホチキスど止めの図面で「再開発促進地区」の位置等を示したものを、以上でございます。

皆さま、不足はございませんでしょうか。

それでは、報告事項 1「都市再開発の方針 都市計画変更の概要について」ご説明いたします。

最初に、今回の報告の主旨でございます。

東京都では、平成 27 年 3 月に決めました「都市再開発の方針」の都市計画変更を予定しており、このたび、市に対しまして、都市計画法第 15 条の 2 第 2 項に基づく原案資料の作成依頼がございましたため、今後の事務の進め方につきまして、ご報告するものでございます。

続きまして、「1 方針の概要」をご覧ください。

(1) 策定の目的でございますが、都市再開発の方針は、都市再開発法第 2 条の 3 に基づき、市街地における再開発の各種施策を、長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランでございます。後述いたします「都市づくりのグランドデザイン」などを実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的としております。

なお、ここでいう再開発とは、市街地再開発事業などに限らず、まちの再整備に向けた、より広い意味を指すものとされております。

(2) 位置付けといたしましては、本方針自体がひとつの独立した都市計画をなしてございまして、東京都が定めることとされております。そして、本方針は、市街地開発事業など、個別の都市計画の上位に位置付けられるものでございます。

次に、「2 都市計画変更手続等」をご覧ください。

東京都は、おおむね 5 年ごとに、本方針の見直しを行っており、次回の都市計画変更を、令和 2 年度末に予定しております。

(1) 変更の方向性といたしましては、東京都が平成 29 年 9 月に策定した「都市づくりのグランドデザイン」や、平成 27 年 3 月以後に改定された「区市町村都市計画マスタープラン」と、内容の整合を図ることが求められております。

また、都市計画事業等の具体化や完了といった進捗に合わせまして、地区の変更や新たな構想地区の指定などを行うことも必要となります。

(2) 想定されるスケジュールでございます。昨年 12 月にございました東京都からの依頼を受けまして、本年 2 月中に、東京都へ原案資料を提出する予定であり、作成概要については、後ほどご説

明いたします。

来年度には、7月頃の都市計画（原案）の縦覧など、東京都により、都市計画法に基づく手続等が進められます。

市に対しましても、10月頃に、東京都がまとめました都市計画（案）に対する意見照会が予定されており、12月頃、改めて本審議会への諮問を踏まえまして、最終的な回答をいたします。その後、令和3年3月には、東京都により都市計画変更の告示がなされる予定でございます。

裏面に移りまして、「3 小平都市計画（原案）資料の作成概要」をご覧ください。

東京都へ提出する原案資料では、表のとおり、現行の方針から一部、変更を加え改定案として作成しております。

まず、1号市街地でございますが、これは計画的な再開発が必要な市街地全体を指すもので、現行方針と同様、市内全域を範囲とすることとしております。

そして、再開発促進地区でございます。これは、1号市街地の中で、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を指すものでございます。

現行の方針では、花小金井駅北口周辺、小川駅西口、小川町一丁目、小平駅北口、の4地区が指定されておりますが、事業の進捗などを考慮し、改定案では花小金井駅北口周辺、小川駅西口、小平駅北口、の3地区に変更しております。

ここで、報告資料1-②「再開発促進地区」の図面を併せてご覧ください。改定案の地区の位置といたしまして、1枚目が花小金井駅北口周辺地区、2枚目が小川駅西口地区、3枚目が小平駅北口地区でございます。

さて、報告資料1-①の表に戻りまして、改定案では小川駅西口地区の区域を変更し、また、小川町一丁目地区を廃止するものとしております。

この変更の趣旨につきましては、表の下、(1)及び(2)にまとめてございます。

(1)の小川駅西口地区でございますが、報告資料1-②の4枚目、「新旧対照」の図面を併せてご覧いただければと存じます。今回の改定案といたしましては、平成30年8月に都市計画決定いたしました小川駅西口地区地区計画に合わせた区域となっております。

現行の方針では、図で黒塗りで示した範囲でございますが、都営住宅の建替えが完了した北側の小川西町二丁目第2アパート周辺及び南側の小川西町五丁目アパート周辺を廃止し、図の縦じまの範囲、

二中通りから南側を新たに含めまして、約10haの区域に変更するものでございます。

また、(2)の小川町一丁目地区でございますが、報告資料1-②の5枚目、廃止と記載いたしました図面を併せてご覧いただければと存じます。今回の改定案では、小平市小川町一丁目土地区画整理事業及び小平都市計画道路3・4・23号線の都市計画道路事業の完了により、再開発促進地区から廃止するものでございます。

最後に、資料1-①の「4 上位関連計画における記載」をご覧ください。

(1)都市づくりのグランドデザインでございますが、こちらは、目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す、東京都が策定した行政計画でございます。

本計画のなかでは、地域の拠点として小川・小平・花小金井を位置付けており、将来像といたしまして、都市基盤の整備や土地の有効利用が進み、都市機能が集積し、にぎわいや交流が育まれる市街地が形成されることなどを掲げております。

また、(2)小平市都市計画マスタープランでございますが、こちらは、市の都市計画に関する基本的方針として、都市の将来像とその実現までの道筋を示すものあり、平成29年3月に改定をいたしております。

本マスタープランの地域別構想においては、小川・小平・花小金井の鉄道駅周辺地区に関しまして、大きなまちの動きとして事業等が検討されている地区として掲出しております。

先ほどご説明申し上げましたとおり、今回、原案資料として作成する改定案におきまして、小川・小平・花小金井に係る区域を再開発促進地区としており、これらの上位関連計画との整合も、図れているものでございます。

報告は、以上でございます。

会 長 : ご苦労さまでした。報告は終わりました。

ただいまの報告事項、「都市再開発の方針」都市計画変更の概要について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

委 員 : おおむね5年ごとに見直しを行っているということですが、これは地区というか地域というか、その事情によっては5年の見直しではない形もあり得るという理解でいいですか。

課 長 : こちらは東京都で改定することとなっております。基本的にはおおむね5年ごとと示されておりますので、それより短いスパンの可能性については伺っておりません。

- 委員：その各地域における開発のスケジュールが、この5年のスパンに合わないようなことも当然出てくるのではないかという気がしました。もっと早くやったほうがいいのか、そういう意味で聞きました。
- 課長：その事業の取組状況によりましては、スケジュールが合わないケースも当然ございますが、区域に入れられるのであれば入れて、表だしをしていくことが基本となっております。
- 委員：報告資料1-①裏面の「3 小平都市計画（原案）資料の作成概要」の表の変更点に、棒線、区域変更、廃止と記載がありますが、このほかに区分があるのか教えてください。
- 課長：新たに追加される場合には新規となります。大きな区分としましては、新規、廃止、区域変更となります。
- 会長：ほかにございませんか。
- （なしの声）
- 会長：ないようでございますので、それでは、「都市再開発の方針」都市計画変更の概要についての質疑を終了いたします。
- 続きまして、報告事項の2件目に入ります。報告に先立ちまして、担当課職員の入室を許可いたします。
- （〇〇課長、〇〇係長入室）
- 会長：それでは、報告事項2件目の、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の公表について、につきまして、担当課より報告をお願いいたします。
- 課長：職員の紹介をさせていただきます。都市計画道路担当課長の〇〇でございます。
- 課長：〇〇と申します。よろしく願いいたします。
- 課長：都市計画道路担当係長の〇〇でございます。
- 係長：〇〇と申します。よろしくお願ひします。
- 課長：それでは、担当課よりご報告をいたします。
- 課長：「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の公表についてでございます。
- 説明の前に、お配りしました資料の確認をお願いします。
- 資料2-①、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の公表について、A4、1枚ペーパーでございます。資料2-②、基本方針の概要版でございます。資料2-③、基本方針の冊子版でございます。
- 以上の3点でございますが、過不足等はございませんでしょうか。
- 本日の内容でございますが、東京都を中心に特別区及び26市27町が協働で「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定し、昨年11月末に公表いたしましたので、その概要につき

まして、資料２－①及び２－②概要版を用いてご報告をさせていただきます。

最初に都市計画道路の整備でございますが、現行の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、優先整備路線等の整備の推進に努めているところでございます。

一方で、優先整備路線に選定されなかった路線は、必要性は確認しているものの、事業着手までに期間を要することになります。本基本方針は、現在事業中の路線や優先整備路線を除く未着手の都市計画道路を対象として、平成２９年度から調査・検討を進め、パブリックコメントでいただいたご意見等を参考に策定しております。

それでは、資料２－①をご覧ください。

「１ 「都市計画道路の在り方」について」でございます。

都市計画道路の在り方とは、主に概成道路における拡幅整備の有効性や立体交差計画の必要性など、都市計画道路の整備形態等（つなぎ方・構造等）に関する新たな検証項目を設け、これらの計画内容を検討するものでございます。

なお、概成道路とは、都市計画道路のうち、計画幅員までは完成しておりませんが、都市計画道路に求められる機能をおおむね満たしている、多摩地域では現況の幅員が８メートル以上の道路を指します。

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、必要性が確認された路線のうち、優先整備路線等に選定されなかった路線、東京都全体で延長約５３５kmになりますが、こちらが検討対象でございます。

次に、「２ 基本方針の主な内容」でございます。

（１）都市計画道路を取り巻く現状としまして、都市計画道路の整備状況、人口の推移などについての説明となります。概要版では第１章の部分で、都市計画道路の整備推移を載せております。平成２９年度末時点の東京都全体の整備率は６４％でございます。

次に（２）基本的な考え方としまして、背景、基本的な考え方、検討対象、検討の視点などについての説明となります。概要版では、第２章の部分で検討のフローなども交えて載せております。

続きまして、（３）具体的な検証項目としまして、概成道路における拡幅整備の有効性の検証、交差部の交差方式等の検証などについての説明となります。概要版では、第３章の部分に、４つの検証項目についてイメージ図を添えて載せております。

続きまして、（４）検証結果一覧としまして、東京都全体の結果でございます。ここでは検証結果のみを記載しておりますが、詳細に

つきましては、概要版の第4章の部分で、変更予定路線一覧として、検証項目とともに路線名、区間、所在地、延長、変更に向けた検討主体を載せております。

それでは、検証結果の内訳について簡単にご説明いたします。

検証項目の一番上の概成道路では、東京都全体で11区間の計画の変更となります。今回の検証では、概成道路に該当しました11区間は、既存の道路があり、都市計画道路に求められる機能を満たしているため、既存の道路のままで、都市計画道路の計画幅員での整備は行わない区間となります。

続きまして、立体交差では、計画の変更が2箇所、今後事業化を検討していく際に要否を検証するものが17箇所でございます。

順に、交差点拡幅部は、計画の変更が1箇所、今後の検証が10箇所でございます。支線は、計画の変更が2箇所、今後の検証が2箇所でございます。橋詰は、計画の変更が6箇所、今後の検証が3箇所でございます。事業実施済区間は、計画の変更が4区間でございます。既存道路による代替可能性は、計画の変更が1区間でございます。

これらの検証項目以外に、都市計画公園の重複がございますが、検証の結果、都市計画道路の計画変更等ではなく、今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所が47箇所、今後関係機関と調整が必要な箇所が11箇所でございます。

それから、(5)今後の進め方でございます。

本検討で計画の変更予定となりました路線は、今後、沿道の用途地域など関係する計画等につきまして、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて、東京都と関係する自治体が調整した上で、必要な都市計画の手続を行ってまいります。

次に、「3 基本方針（案）へのパブリックコメントについて」でございます。

昨年7月12日から8月12日まで基本方針（案）について東京都が実施したパブリックコメントには、1,112件（429通）のご意見等が寄せられました。ご意見等の内容につきましては、基本方針全般についてのほか、検討対象、具体的な検証項目、検証結果及び住民参加・情報公開などについて、幅広く寄せられました。

最後になりますが、「4 市内の変更予定路線について」でございます。

市内の都市計画道路においては、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路のうち、基本方針の検証項目「概成道路」が該当しますが、東京都との検証の結果、全ての路線について、計画の変更等を行う区間はございませんでした。

報告は以上でございます。

- 会 長 : 報告は終わりました。
ただいまの報告事項、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の公表について、につきまして、何かご質問がございましたら、お願いいたします
- 委 員 : 一番最後の4点目の変更予定路線について、東京都との検証の結果と書いてあるのですが、具体的にこれはどういう形で、つまり基礎自治体である小平市が、例えばここはちょっと変更してほしいとかそういうことを言える、協議の場があるということですか。この検討フローで言うと、それはどの段階になるのですか。その2点を教えてください。
- 課 長 : 検証のお話からさせていただきますと、市内の都市計画道路のうち、優先整備路線や整備中の路線を除きました路線を整理いたしますと、全部で市内の都市計画道路は4万5,870mございますが、整備済みも含めて除きますと、都市計画道路が1万9,450mとなり、これが対象となります。こちらの都市計画道路の中で4つの検証項目として、パンフレットの第3章にございます、概成道路における拡幅整備の有効性の検証、それから、交差点部の交差方式等の検証、そして、計画重複等に関する検証、地域的な道路に関する検証を東京都と一緒にいきまして、一路線一路線、先ほどの1万9,450mの中の路線がこれに該当するかチェックを東京都と行き、東京都は、こういうふうを考えているが、小平市はどうかというお話をして整理した経過はございます。
後は、フローのどの段階かということですが、まず、必要性を確認された路線のうち優先整備路線等として選定されなかった路線は、東京都全体で535kmありましたが、小平市全体では1万9,450mでした。それで、新たな検証項目の設定というのが4つの検証項目ですが、この中で、実際に東京都と一緒に検証を行いまして、計画の存続や計画の変更の判断をしたということでございます。
- 委 員 : 今まで検証した結果、変更になったという事例はありますか。
- 課 長 : 小平市の中では、今回の検証の結果、該当する路線はございませんでした。
- 委 員 : これまでではどうですか。今回第四次なわけですよ。
- 課 長 : これは第四次事業化計画のさらに見直しという位置付けで整理をしておりますが、今までの第三次事業化計画まではこういう検証を行っていませんでした。平成28年に第四次事業化計画が策定されましたので次の10年を待たずに2年ないし3年ぐらいでさらに検証を行ったという経緯でございます。
- 委 員 : 要するに、今、第四次になっているわけですが、変更になった事

例はないということで理解しておいていいですかね。

課長： 第四次事業化計画で計画内容を見直した路線はございました。廃止にした路線もございます。それは東京都全体でのお話になります。

第四次事業化計画のときにも概要版のパンフレットを作って整理しておりますが、優先整備路線として選定されなかった路線が600km程度あり、計画内容を再検討する路線というのが都内全部で28路線30.43kmございます。今までも事業化計画策定するときには路線の見直しなどは、行っております。

委員： 改めて確認しますが、実際に計画変更になった事例は小平市内だとどこかありますか。

課長： 市内ですと、変更になったところはありません。

委員： 無いと思いましたが、念のために確認をしました。分かりました。

委員： 何度か言ったことがあります。例えば青梅街道の昭和病院の踏み切りあたりや、小平駅の開かずの踏み切りのあたりなど、都市計画道路ではないですが、市からフローに合わせて計画的、戦略的に小平の道路を直したいんだと働きかけることを、積極的にされていらっしゃるのでしょうか。もしくは、される予定はあるのでしょうか。

課長： 今のは、一般的な道路のお話でしたが、今回、検討しているのは、あくまで都市計画道路の計画線が入っている道路のお話です。今、お話がありました青梅街道のところには都市計画道路の計画線が入っておりませんし、小平駅の西側の小平1号踏み切りのほうにも都市計画道路の計画線が入っていないので、都市計画の見直しという観点はなく、現道の道路整備の中でどこまで対応できるか、今のお話ですと都道となりますが、道路管理者が考えていくべきものと捉えております。

委員： 戦略的にやっていくと何年か前から伺っていますが、結局上位計画の関係などで、長らく市内の都市計画道路の整備が止まったままです。それを市からもっと積極的に働きかけることはないですか。

課長： 東京都施行の都市計画道路は、東京都が優先整備路線を選定して事業化を進めていくのですが、小平市施行の都市計画道路の優先整備路線の選定は、地元市の意見を聞いてもらい採択してもらっているところもありますので、第四次事業化計画のときは小平市としてこの路線を整備したいんだということをお伝えして、優先整備路線に選定されております。

委員： わかりました。

会長： ほかにございませんか。

(なしの声)

会 長 : ないようでございますので、それでは、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の公表についての質疑を終了いたします。

担当課には、ここでご退席いただきます。お疲れさまでした。

(〇〇課長、〇〇係長退室)

(閉会の辞)

会 長 : 本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第2回小平市都市計画審議会を終了いたします。

なお、次回の審議などの予定が入った場合には、事務局より改めてご連絡いたしますので、その際はよろしく願いいたします
本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)